教育公報

三重県教育委員会

目 次

規	則	三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則	予 算 経 理 室	1頁
		県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	福利・給与室	2頁
		三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則	文化財保護室	2頁
		三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	人材政策室	3頁
告	示	三重県教育委員会公印規則による公印の改刻	予 算 経 理 室	3頁
		三重県教育委員会公印規則による公印の新調	予 算 経 理 室	4頁
		三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示	予算経理室	4頁
訓	令	三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する訓令	人材政策室	4頁
		三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	人材政策室	5頁
公	告	公立幼稚園及び公立小学校の位置変更届の受理	学校施設室	8頁
		公立学校の廃止届の受理	学校施設室	9頁
		公立学校の設置届の受理	学校施設室	9頁
お知	らせ	三重県高等学校等修学奨学基金条例	予算経理室	9頁
		公立学校職員定数条例の一部を改正する条例	人材政策室	10 頁
		公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	福利・給与室	10頁
		三重県文化財保護条例等の一部を改正する条例	文化財保護室	11頁
		公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正		
		する規則	福利・給与室	11頁

規則

平成十七年三月二十八日

三重果教育委員会委員長 竹 下 镰

三重県教育委員会規則十九号

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則の一部を改正する規則

ように改正する。三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則(平成十四年三重県教育委員会規則第十六号)の一部を次の

それぞれ経過しない月でなければならない。」を加える。「ただし、最初に返還する月は、猶予期間の終了の日から起算して、半年賦の場合は半年、年賦の場合は一年を、第十二条第二項中「九月及び三月」の次に「又は六月及び十二月」を加え、「そのいずれかの月とする。」の次に

第十二条に次の二項を加える。

- 3 奨学金の返還は、口座振替の方法により行うことができる。
- 第十五号)第十六条の二に規定するもののほか、教育長が別に定める。4 奨学金の返還を口座振替の方法により行う場合に必要な事項は、三重県会計規則(昭和三十九年三重県規則

第十五条第一頃に次の二号を加える。

- 七 第八条の規定により修学奨学金の振込を行う金融機関の口座を変更したとき。
- **八 その他教育長が必要と認める事項に変更が生じたとき。**

別表二の金額の欄中「四、、 円」の次に「又は八、 円」を加え、同欄中「五、 円」の

次に「又は一、 円」を加える。

\$	H) 洋蘇占一名	表面) 中							
•	返還方法		月賦	半年賦	年賦	(3月)	年賦 (9月)		11.
· ·								1	₩
•	返還方法		月賦		半年賦	年賦			
改约	3 10°							1	17
	温 强								
1	この混削は、こ	4.找十七年日	ாபாக்ம	値うする	•				

布します。例第二号)の規定に基づき、県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公例第二号)の規定に基づき、県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条

平成十七年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 竹 下 譲

三重県教育委員会規則第二十号

県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

ように改正する。県立高等学校等の現業職員の給与等に関する規則(昭和三十七年三重県教育委員会規則第一号)の一部を次の

るのは「六十歳」を「「五十五歳」とあるのは「五十七歳」に改める。第六条中「、第三十二条の二第二項中「五十六歳」とあるのは「五十八歳」と」を削り、「「五十八歳」とあ

密温

(福仁型口)

- この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

(昇給停止に関する経過措置)

- 二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間においては「五十八歳」とする。「六十歳」と、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間においては「五十九歳」と、平成は、同条中「五十七歳」とあるのは、平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間においては員及び当該現業職員との権衡上必要があると認められる現業職員に係る改正後の第六条の規定の適用についてここの規則の施行の日(次項において「施行日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける現業職
- 以外の現業職員となった者に限る。)及びこれに準ずると認められる現業職員とする。職員」という。)であった者及び施行日前から引き続き現業職員であり、施行日以後引き続き県立高等学校等基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第一号)の適用を受ける職員(以下「県立高等学校等以外の現業現業職員となり、引き続き現業職員として在職している者(施行日前から引き続き現業職員の給与の種類及び3 前項の当該現業職員との権衡上必要があると認められる現業職員は、施行日以後引き続き人事交流等により

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十七年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 竹 下 譲

三重県教育委員会規則第二十一号

三重県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

第六条の二第三項第二号中「博物館法」を「博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)」に改める。三重県文化財保護条例施行規則(昭和五十一年三重県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

「法」という。) 及び同法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号)」に改める。別表第一の一の項中「文化財保護法及び同施行令」を「文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下

別表第一の一(二)の項中「第八十条第三項」を「第百二十五条第三項」に改める。

別表第一の一(三)の項中「第五十六条の十六」を「第八十五条」に改める。

別表第一の一(五)の項中「第九十五条第五項」を「第百七十二条第五項」に改める。 別表第一の一(六)の項中「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に改める。 別表第一の一(七)の項中「第五十七条第二項」を「第九十二条第二項」に改める。 別表第一の一(八)の項中「第五十七条の三第二項」を「第九十四条第二項」に改める。 別表第一の一(九)の項中「第五十七条の三第三項」を「第九十四条第三項」に改める。 別表第一の一(十)の項中「第五十七条の三第四項」を「第九十四条第四項」に改める。 別表第一の一(十一)の項中「第五十七条の五第一項」を「第九十六条第一項」に改める。 別表第一の一(十二)の項中「第五十七条の五第二項」を「第九十六条第二項」に改める。 別表第一の一(十三)の項中「第五十七条の五第三項」を「第九十六条第三項」に改める。 別表第一の一(十四)の項中「第五十七条の五第五項」を「第九十六条第五項」に改める。 別表第一の一(十五)の項中「第五十七条の五第七項」を「第九十六条第七項」に改める。 別表第一の一(十六)の項中「第五十七条の五第八項」を「第九十六条第八項」に改める。 別表第一の一(十七)の項中「第五十七条の六第一項」を「第九十七条第一項」に改める。 別表第一の一(十八)の項中「第五十七条の六第二項」を「第九十七条第二項」に改める。 別表第一の一(十九)の項中「第五十七条の六第三項」を「第九十七条第三項」に改める。 別表第一の一(二十)の項中「第五十七条の六第四項」を「第九十七条第四項」に改める。 別表第一の一(二十一)の項中「第五十八条の二」を「第九十九条」に改める。

別表第一の一(二十二)の項中「第八十条第一項」を「第百二十五条第一項」に改める。

別表第一の一(二十三)の項中「第八十二条」を「第百三十条」に、「第九十五条第五項」を「第百七十二条 第五頃」に改める。

無川十屮中獎代戌6無川十二中獎代任「文化財保護法(昭和25年法律第214号、平成11年改正法律第87号)」 ぬ 「文化財保護法 (昭和25年法律第214号)」 旦 おるる。

第二十九号様式中「第60条」を「第101条」に改める。

温 宝

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成十七年三月二十八日

三重県教育委員会委員長 竹 艦

三重県教育委員会規則第二十二号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会事務局組織規則(昭和四十三年三重県教育委員会規則第六号)の一部を次のように改正する。 第九条第五号中「大学入学資格検定」を「高等学校卒業程度認定試験」に改め、同条第十一号中「世界遺産登 録推進」を「世界遺産の保存及び活用」に改める。

金宝

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第41号

三重県教育委員会公印規則 (昭和33年三重県教育委員会規則第19号) 第2条の規定による公印を次のとおり改 刻します。

平成17年3月28日

三重県教育委員会

1 公 印 名 三重県立石薬師高等学校長印

2 寸 法 方23ミリメートル 3 陰 影



4 使用範囲

公文書用

5 使用開始日

平成17年4月1日

三重県教育委員会告示第42号

三重県教育委員会公印規則 (昭和33年三重県教育委員会規則第19号) 第2条の規定による公印を次のとおり新調します。

平成17年3月28日

三重県教育委員会

1 公 印 名 三重県立尾鷲高等学校長印 (二)

2 寸 法 方23ミリメートル

3 陰 影



4 使用範囲

三重県立尾鷲高等学校長島分校における公文書用

5 使用開始日 平成17年4月1日

三重県教育委員会告示第43号

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

平成17年3月28日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱の一部を改正する告示

三重県高等学校授業料滞納整理事務取扱要綱 (平成15年三重県教育委員会告示第21号) の一部を次のように改正する。

第10号様式中「この決定に不服があるときはこの決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に 三重県立 高等学校長に対して異議申立てをすることができます。」を「この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として(訴訟において三重県を代表する者は三重県教育委員会となります。)、提起することができます。」に改める。

附則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

訓令

教委訓第4号

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成17年3月28日

三重県教育委員会教育長 安 田 敏 春

三重県教育委員会教育長事務専決規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会教育長事務専決規程(昭和31年教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表 (第一条関係) 美術館の項中、「所長」を「館長」に改め、「参事」の下に「副参事」を加え、同表図書館 の項中、「館長」の下に「専門監」を加える。

附 則

三重	第 5 号 !県教育委員会事務局事 !成17年 3 月 28日	務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。	
三重 第 2 に改め	三重県教育委員会事務 i県教育委員会事務局事 条第10号中「同条第4	三重県教育委員会教育長 安 田 敏 高事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令 務決裁及び委任規程(平成8年教委訓第4号)の一部を次のように改正する 号」を「同条第3号」に改め、同条第11号中「第17条第5号」を「第17条	5.
1	7 公立学校教職員の 服務に関する事務	1 地方公務員法第55条の2の規定によ る在籍専従の許可	
		2 公立学校職員の勤務時間、休暇等に 関する条例(平成7年三重県条例第2 号)第17条第1号の規定による福利厚 生等休暇の承認	
		3 地方公務員法第38条の規定による営 利企業等の従事の許可(県立学校教職 員に係るものに限る。)	
		(1) 次号以外のもの	
		(2) 一般教職員に係るもの	
		4 教育公務員特例法 (昭和24年法律第 1号) 第21条の規定による兼職又は兼 業の承認	
		(1) 校長に係るもの	
		(2) 校長以外の教職員に係るもの	
を 「 1	7 公立学校教職員の	1 地方公務員法第55条の2の規定によ	
	服務に関する事務	る在籍専従の許可 2 公立学校職員の勤務時間、休暇等に 関する条例(平成7年三重県条例第2 号)第17条第1号の規定による福利厚 生等休暇の承認	
		3 地方公務員法第38条の規定による営 利企業等の従事の許可(県立学校教職 員に係るものに限る。)	
		(1) 次号以外のもの	

		1号)第17条の規定による兼職又は兼業 の承認					
		(1) 校長に係るもの					
		(2) 校長以外の教職員に係るもの (県					
		立学校教職員に係るもののうち、					
		PTA等が主催し週休日及び休日に					
		実施する講習の事務に従事する場合を除く。)					
		.c. kaz ✓ °)					
こ改める 別表第 「	。 3 2 (4) の表中、						J
4	文化財保護法 (昭 和25年法律第214	1 法第98条の規定による文化財の保護 に関する事務					
	号)の施行に関す	(1) 三重県文化財保護条例 (昭和32年					
	る事務	三重県条例第72号)第5条第4項、					
		第6条第2項、第6条第4項、第22 条第4項、第23条第4項、第23条第					
		6 項、第27条第 2 項、第28条第 2 項、					
		第28条第6項、第35条第2項、第36					
		条第3項、第44条第4項、第45条第					
		3項及び第45条第5項の規定による					
		文化財の指定又は解除の通知		_			-
		(2) 条例第8条、第30条及び第40条の # 19 15 15 25 27 18 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19					
		規定による文化財保存のための管理 団体の指定					
		(3) 条例第14条、第24条、第26条、第	+	+			
		30条、第33条及び第40条の規定によ					
		る文化財の管理保存に関する勧告					
		(4) 条例第16条及び第39条の規定によ					-
		る文化財現状変更の許可					
		(5) 条例第18条、第25条、第30条及び					
		第32条の規定による文化財公開の勧					
		告					
		(6) 条例第20条、第30条及び第40条の					
		規定による文化財調査等の要求		1			
		(7) 条例第41条及び第43条の規定によ					
		る紀州犬及び日本鶏の登録・解除					
		ア 審査会の開催					
		イ 登録の決定					
		ウ 登録の解除	\top				
		(8) 条例第19条ただし書の規定による「公開承認施設」の承認					
		(9) 条例第49条の規定による報償金の	+	+	+		-
		A THE PARTY OF THE PRESENCE OF THE PRESENCE OF					

	3月28日発行						
		決定・支給					
		(10) 条例第50条の規定による文化財の 譲与等					
		2 法第99条の規定による重要文化財の 管理に関する停止命令等					
		3 法第99条の規定による埋蔵文化財の 発掘に関する指示・勧告					
		4 法第100条第2項の規定による重要 文化財の管理者の指定					
		5 法第61条第1項の規定による埋蔵物 の鑑査					
を 「							J
	化財保護法 (昭 25年法律第214	1 法第182条の規定による文化財の保 護に関する事務					
)の施行に関す [「] 事務	(1) 三重県文化財保護条例(昭和32年 三重県条例第72号)第5条第4項、 第6条第2項、第6条第4項、第22 条第4項、第23条第4項、第23条第 6項、第27条第2項、第28条第2項、 第28条第6項、第35条第2項、第36 条第3項、第44条第4項、第45条第					
		3 項及び第45条第 5 項の規定による 文化財の指定又は解除の通知 (2) 条例第 8 条、第30条及び第40条の 規定による文化財保存のための管理 団体の指定					
		(3) 条例第14条、第24条、第26条、第 30条、第33条及び第40条の規定によ る文化財の管理保存に関する勧告					
		(4) 条例第16条及び第39条の規定によ る文化財現状変更の許可					
		(5) 条例第18条、第25条、第30条及び 第32条の規定による文化財公開の勧 告					
		(6) 条例第20条、第30条及び第40条の 規定による文化財調査等の要求					
		(7) 条例第41条及び第43条の規定による紀州犬及び日本鶏の登録・解除					
		ア 審査会の開催					
		イ 登録の決定	$ \top $				
		ウ 登録の解除	\mid]
		(8) 条例第19条ただし書の規定による]

「公開承認施設」の承認				
(9) 条例第49条の規定による報償金の 決定・支給				
(10) 条例第50条の規定による文化財の譲与等				
2 法第184条の規定による重要文化財 及び史跡名勝天然記念物の管理に関す る許可・停止命令等				
3 法第184条の規定による埋蔵文化財 の発掘に関する指示・勧告				
4 法第185条第2項の規定による重要 文化財の管理者の指定				
5 法第102条第1項の規定による埋蔵 物の鑑査				

-			_
に	ᅏ	め	ス
ı	ᅜ	עט	`•

附則

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

|--|

公立幼稚園及び公立小学校の位置変更届を次のとおり受理しました。 平成17年3月28日

三重県教育委員会

名 称		位置	変更しようとする日	変更の理由	
四日市市立	変更前	三重県四日市市 大字塩浜887番地1	W#47 年 4月1日	「塩浜地区公立園幼 保一体化特区」認定	
塩浜幼稚園	変更後	三重県四日市市 柳町33番地	平成17年4月1日	に伴う現塩浜保育園 への移転のため。	
川越町立	変更前	三重県三重郡川越町 大字豊田一色237番地	平成17年4月1日	不適格建物である園 舎を取壊し、別敷地	
川越幼稚園	変更後	三重県三重郡川越町 大字豊田一色384番地 1	一 <u>干成□/干4月</u> 1日	に新園舎を建設した ため。	
安濃町立	変更前	三重県安芸郡安濃町 大字内多451番地	平成17年4月1日	耐震性能確保のため、 別敷地に新園舎を建	
安濃幼稚園	変更後	三重県安芸郡安濃町 大字内多476番地	<u>干成□/干4月</u> 1日	別数地に制図音を建設したため。	
伊賀市立 友生小学校	変更前	三重県伊賀市 上友生785番地	平成17年4月1日	校舎の新築移転のた	
	変更後	三重県伊賀市 ゆめが丘二丁目11番地	一一次□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	න 。	

8

公立学校の廃止届を次のとおり受理しました。

平成17年3月28日

三重県教育委員会

名 称	廃止しようとする日	廃止の理由
伊賀市立大山田西小学校	平成17年3月31日	学校統合のため。
伊賀市立大山田東小学校	平成17年3月31日	学校統合のため。
南勢町立五ヶ所中学校	平成17年3月31日	学校統合のため。
南勢町立南海中学校	平成17年3月31日	学校統合のため。
南勢町立宿田曽中学校	平成17年3月31日	学校統合のため。

公立学校の学校設置届を次のとおり受理しました。

平成17年3月28日

三重県教育委員会

名 称	位 置	設置しようとする日	設置の理由
伊賀市立大山田小学校	三重県伊賀市平田25番地	平成17年4月1日	学校統合のため。
南勢町立南勢中学校	三重県度会郡南勢町船越2100番地	平成17年4月1日	学校統合のため。

お 知 ら せ

平成17年3月28日付け三重県公報号外により、三重県高等学校等修学奨学基金条例 (三重県条例第3号)、公立学校職員定数条例の一部を改正する条例 (三重県条例第27号)、公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (三重県条例第28号) 及び三重県文化財保護条例等の一部を改正する条例 (三重県条例第29号)、並びに公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (三重県人事委員会規則第10号)が、次のように交付されました。

平成十七年三月二十八日三重県高等学校等修学奨学基金条例をここに公布します。

三重 黑知 男日 昭 一彦

三重県条例第三号

二重県高等学校等修学奨学基金条例

(設置)

に充てるため、三重県高等学校等修学奨学基金(以下「基金」という。)を設置する。第一条 経済的な理由により高等学校等における修学が困難な者に対する奨学金の貸付事業に要する経費の財源

(権立て)

第二条 基金には、一般会計歳人歳出予算(以下「予算」という。)の定める額を積み立てる。

(畑県)

- 第三条、基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(以分)

ることができる。第五条 基金は、第一条の貸付事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分す

(螺獅灣田)

る現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属す

温 宝

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十七年三月二十八日

三重具知事 野日 昭 彦

三重県条例第二十七号

公立学校職員定数条例の一部を改正する条例

公立学校職員定数条例(昭和三十二年三重県条例第九号)の一部を次のように改正する。

九人」を「九八四人」に改める。五五五人」に、「四八一四四人」を「四、○六九人」に改め、同条第二号中「八八八人」を「八七三人」に、「九九第三条第一号中「三、七○八人」を「三、六三九人」に、「二七八人」を「二七五人」に、「一五八人」を「一

める。に、「一七二人」を「一六六人」に、「一八三人」を「一七七人」に、「四、〇〇一人」を「三、九六七人」に改三七人」に、「七、三七四人」を「七、三四六人」に改め、同条第二号中「三、六二六人」を「三、六〇四人」第四条第一号中「六、四〇二人」を「六、三七四人」に、「四一七人」を「四一八人」に、「一三八人」を「一

金宝

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十七年三月二十八日

三重黑知事 野日 昭 彦

三重県条例第二十八号

公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「(五十六歳以上の職員のうち規則で定める職員については、規則の定めるところにより、

十八月又は二十四月)」を削り、同条第四項中「五十八歳以上」を「五十五歳以上」に改める。

金宝

(福仁惡田)

- この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

(昇給停止に関する経過措置)

年三月三十一日までの間においては「五十六歳」とする。日から平成二十一年四月一日から平成二十三日から平成二十一日までの間においては「五十七歳」と、平成二十一年四月一日から平成二十三は、平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間においては「五十八歳」と、平成十九年四月一同じ。)で定める職員に係る改正後の第十一条第四項の規定の適用については、同項中「五十五歳」とあるのめられるものとして規則(三重県教育委員会及び三重県人事委員会が共同で定める規則をいう。次項において2 この条例の施行の日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員及び当該職員との権衡上必要があると認

(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

三重県文化財保護条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成十七年三月二十八日

三重県知事 野日 昭彦

三重県条例第二十九号

三重県文化財保護条例等の一部を改正する条例

(三重県文化財保護条例の一部改正)

第一条 三重県文化財保護条例(昭和三十二年三重県条例第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第一頃及び第二十三条第五頃中「第五十六条の三第一頃」を「第七十一条第一頃」に改める。

第二十七条第一頃及び第二十八条第五頃中「第五十六条の十第一頃」を「第七十八条第一頃」に改める。

第三十五条第一項及び第三十六条第二項中「第六十九条第一項」を「第百九条第一項」に改める。

第四十四条第一項及び第四十五条第四項中「第八十三条の七第一項」を「第百四十七条第一項」に改める。

第四十八条第一項中「第五十七条の二」を「第九十三条」に、「第五十七条の三」を「第九十四条」に改め

۰ذ

める。第四十九条第一項並びに第五十条第一項及び第三項中「第六十三条の二第一項」を「第百五条第一項」に改

第五十一条中「第五十八条の二第五項」を「第九十九条第五項」に改める。

(三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

のように攻正する。第二条 三重県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年三重県条例第十七号)の一部を次

改める。二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第百九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第百十条第一項」に別表第二第四項中「第五十六条の十第一項」を「第七十八条第一項」に、「第五十七条第一項」を「第九十

(三重県文化財保護審議会条例の一部改正)

第三条 三重県文化財保護審議会条例(昭和五十一年三重県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百五条」を「第百九十条」に改める。

宝 宝

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

します。の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布「三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十年三重県条例第十号)

平成十七年三月二十八日

三重果教育委員会委員長 竹 下 讓三重果人事委員会委員長 渡辺 八 專

三重県教育委員会規則第十号三重県人事委員会規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

|二重県教育委員会規則||公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則 (昭和四十五年|三重県人事委員会規則第二十一号)||三重県人事委員会規則

の一部を次のように改正する。

にあつては、それぞれ九月又は十二月)」を削る。第二十九条第一項第五号中「(第三十二条の二の規定により昇給期間が十八月又は二十四月とされている職員

第三十二条の二を削る。

特定日」の下に「(直近の三月三十一日をいう。)」を加える。第三十四条の二中「第三十二条の二第一項に規定する職員のうち、五十八歳」を「五十五歳」に改め、「年齢

金宝

(福作器田)

- この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
 - (昇給停止に関する経過推画)
- なった者に限る。)及び三重県教育委員会が三重県人事委員会と協議してこれに準ずると認める職員とする。う。)であった者及び施行日前から引き続き職員であり、施行日以後引き続き人事交流等により一般職員等となり、引き続き職員として在職している者(施行日前から引き続き次に掲げる職員(以下「一般職員等」とい規則で定める職員は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後引き続き人事交流等により職員と2 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年三重県条例第二十八号)附則第二項の
 - **| 職員の給与に関する条例(昭和二十九年三重県条例第六十七号)の適用を受ける職員**
 - 二 現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第一号)の適用を受ける職員
 - を受ける職員 ここ 県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十七年三重県条例第二号)の適用
 - る職員四(企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号)の適用を受け
 - 職員 五 病院事業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十年三重県条例第五十号)の適用を受ける
 - 六 三重県教育委員会教育長
 - 地方独立行政法人をいう。) の職員七 特定地方独立行政法人 (地方独立行政法人 (地方独立行政法人) 第二条第二項に規定する特定
 - 人 特別職に属する県職員
 - (平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。) の職員九 他の地方公共団体の職員、国家公務員、日本郵政公社の職員又は特定独立行政法人(独立行政法人通則法
 - る退職派遣者十一公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年三重県条例第六十六号)第十二条第一号に規定す
- する。は「五十七歳」と、平成二十一年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間においては「五十六歳」と日までの間においては「五十八歳」と、平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において | 二の規定の適用については、同条中「五十五歳」とあるのは、平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一3 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員及び前項に規定する職員に係る改正後の第三十四条の

(公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

三重県教育は、「公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(昭和五十七年三重県人事」

委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。委員会規則

を辿る。十一日までの間、改正後の公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」に改め、「、当分の間」附則第二項中「改正後の公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」を「平成十七年三月三

(業配)

三重県人事委員会と協議して定める。5、附則第二項及び第三項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、三重県教育委員会が

R100 津市広明町13番地 三重県教育委員会

印 刷 有限会社第一プリント社